

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略) <u>令和3年3月18日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第6条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p>	
<p>(対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類 (以下「財務諸表等」という。) による簿価純資産額のうち保険申込者 (保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。) の持ち分に相当する金額 (当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。ただし、当該財務諸表等は、<u>公認会計士又はこれに準ずる者がその適正性を保証した</u>もの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。以下同様とする。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類 (以下「財務諸表等」という。) による簿価純資産額のうち保険申込者 (保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。) の持ち分に相当する金額 (当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。ただし、当該財務諸表等は、<u>公認会計士これに準ずる者の証明</u>したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。以下同様とする。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>第8条～第16条 (略)</p>	<p>第8条～第16条 (略)</p>	
<p>第17条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 再投資関係</u></p> <p>第17条 (略)</p>	
<p>(評価額の調整)</p> <p>第18条 <u>約款 (株) 第4条第1項における「直前評価額」及び同条第3項</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>における「直後評価額」において、当該評価に反映されていない増資、減資、事業譲渡、合併、重要資産の処分若しくは毀損、担保の実行その他これらに準ずる事象を含む、約款第2条第1項のいずれの事由にも該当しない事象が認められる場合は、当該事象による変動額を調整した後の金額を評価額とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から実施する。</u></p>		
別表 (略)	別表 (略)	